



令和4年度 環境省予算 概算要求

令和3年9月15日

北海道地方環境事務所

令和4年度 環境省重点施策

<https://www.env.go.jp/guide/budget/r04/r04juten-sesakushu.html>

環境省
Ministry of the Environment

日本語 | English

Google 検索

トピックス一覧 新着情報一覧 報道発表一覧 環境Q&A

ホーム 環境省のご案内 政策分野・行政活動 環境基準・法令等 白書・統計・資料 申請・届出・公募 報道・広報

令和4年度環境省重点施策集

ホーム > 政策分野・行政活動 > 重点施策・予算情報 > 令和4年度環境省重点施策集

令和3年8月

[\[全文\]](#) [\[PDF 44.2MB\]](#)

[\[分割\]](#)

重点施策本文掲載事業

1. 時代の要請への対応

1-1. 「脱炭素社会」への移行

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金【エネ特】 [\[PDF 1,616KB\]](#)
- 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業【エネ特】 [\[PDF 567KB\]](#)
- PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業【エネ特】 [\[PDF 567KB\]](#)
- 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業の一部【エネ特】 [\[PDF 567KB\]](#)
- 電動車×再エネの同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業【エネ特】 [\[PDF 720KB\]](#)
- バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域分散型脱炭素物流等構築事業【エネ特】 [\[PDF 567KB\]](#)
- 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業【エネ特】 [\[PDF 1,689KB\]](#)
- 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業【エネ特】 [\[PDF 567KB\]](#)
- 集合住宅の省CO2化促進事業【エネ特】 [\[PDF 567KB\]](#)
- ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業【エネ特】 [\[PDF 567KB\]](#)
- 再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業【エネ特】 [\[PDF 567KB\]](#)
- 食とくらしの「グリーンライフポイント」推進事業 [\[PDF 567KB\]](#)
- 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業 [\[PDF 567KB\]](#)
- 企業の脱炭素経営実践促進事業の一部【エネ特】 [\[PDF 567KB\]](#)
- ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換促進事業【エネ特】 [\[PDF 567KB\]](#)
- 洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業【エネ特】 [\[PDF 567KB\]](#)

- + 環境省のご案内
- 政策分野・行政活動
 - お知らせ一覧
 - 審議会・委員会等
 - 重点施策・予算情報
 - 税制改正関係情報
 - 行政事業レビュー
 - 政策評価
 - 国会提出法律案
 - 公文書管理
 - 府省共通公開資料等
- + 環境基準・法令等
- + 白書・統計・資料
- + 申請・届出・公募
- + 報道・広報

令和4年度 環境省重点施策

…間接補助事業あり 赤字…新規事業		
事項	令和4年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和3年度 当初予算額 (百万円)
1. 時代の要請への対応		
1-1. 「脱炭素社会」への移行		
(1) 地域脱炭素ロードマップの実施		
① 脱炭素先行地域づくり、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施		
(新) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金【エネ特】	20,000	(0)
地域レジリエンス、脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業【エネ特】	10,000	(5,000)
PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業【エネ特】	16,450	(5,000)
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業の一部【エネ特】	2,850の内数	(1,200の内数)
(新) 電動車×再エネの同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業【エネ特】	1,000	(0)
バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業【エネ特】	1,800	(1,200)
建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業【エネ特】	10,000	(6,000)
戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業【エネ特】	6,550	(6,550)
集合住宅の省CO2化促進事業【エネ特】	6,450	(4,450)
② 地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築		
ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業【エネ特】	800	(800)
再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業【エネ特】	889	(539)
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業【エネ特】	2,850	(1,200)
③ 社会全体の行動変容の促し		
(新) 食とくらしの「グリーンライフポイント」推進事業	1,000	(0)
(新) 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業	127の内数	(0)
企業の脱炭素経営実践促進事業の一部【エネ特】	640の内数	(640の内数)
(新) ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換促進事業【エネ特】	2,200	(0)
④ 社会を脱炭素に向けたルールの見直し		
(新) 洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業【エネ特】	465	(0)
(新) 地域共生型地熱利用に向けた方策等検討事業【エネ特】	300	(0)
⑤ ESG金融や脱炭素経営の促進		
(新) ESG金融実践促進事業【エネ特】	300	(0)
(新) グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等向けCO2削減比例型設備導入支援事業【エネ特】	1,000	(0)
企業の脱炭素経営実践促進事業【エネ特】	640	(640)
(2) 熱中症対策を始めとした適応施策の推進		
熱中症対策推進事業	322	(172)
気候変動影響評価・適応推進事業	810	(810)
1-2. 「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」への移行		
(1) 循環経済への移行の加速化		
循環経済移行促進事業	521	(441)
脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業【エネ特】	3,600	(3,600)
脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業【エネ特】	10,800	(4,300)
プラスチック資源循環等推進事業費	260	(194)
使用済み製品等のリユース等促進事業	82	(25)
食品ロス削減及び食品産業物等の3R推進事業費	127	(127)
(新) 電動車×再エネの同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業【エネ特】	1,000	(0)
熱中症対策推進事業	322	(172)

(2) レジリエントな廃棄物処理体制の構築		
大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業	914	(296)
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	107,400	(54,128)
浄化槽の整備【一部エネ特】	+ 申請要求 11,406	(10,413)
1-3. 「分散型社会」への移行		
(1) 生物多様性国家戦略の改定（30by30実現）		
生物多様性国家戦略推進費	49	(31)
ポスト2020生物多様性枠組の経済的事項に関する実施及び交渉等支援費	59	(50)
国立・国定公園新規指定等推進事業費	63	(63)
(新) OECDを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業	170	(0)
(新) 国立公園インターンシッププログラム支援事業費	35	(0)
自然生態系を基盤とする防災減災推進費	80	(80)
指定管理鳥獣捕獲等事業費	2,700	(100)
(2) 生物多様性保全×脱炭素×循環経済		
国立公園環境プロジェクト等推進事業【一部エネ特】	12,778 + 申請要求	(10,988)
(新) 地域共生型地熱利用に向けた方策等検討事業【エネ特】	300	(0)
里山未来拠点形成支援事業（「生物多様性保全推進支援事業」の内数）	36	(36)
豊かさを実感できる海の再生事業	227	(154)
1-4. カーボンプライシング		
○ 成長に資するカーボンプライシングの取組		
カーボンプライシング導入調査事業【エネ特】	250	(250)
税制全体のグリーン化推進検討経費	32	(32)
J-クレジット×デジタル推進事業（温室効果ガス排出に関するデジタルガバナメント構築事業の一部）【エネ特】	800	(800)
J-クレジット制度運営・促進事業（温室効果ガス関連情報基盤整備事業の一部）【一部エネ特】	985	(988)
1-5. 環境外交の強化		
(1) 環境外交の主導		
生物多様性条約等拠出金（SATOYAMAイニシアティブ等）	403	(403)
ポスト2020生物多様性枠組の経済的事項に関する実施及び交渉等支援費	59	(50)
海洋プラスチックごみ総合対策費	224	(234)
GOSATシリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等【一部エネ特】	5,741	(3,125)
(2) 脱炭素インフラの海外展開		
脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業【エネ特】	14,387	(11,387)
アジアの企業等の温室効果ガス排出量の透明性向上支援事業（脱炭素移行支援基盤整備事業の一部）【エネ特】	1,987	(2,156)
環境国際協力・インフラ戦略推進費	498	(467)
循環産業の海外展開支援基盤整備事業	396	(441)
アジア・アフリカ圏における3Rの戦略的実施支援事業拠出金	93	(93)
2. 不変の原点の追求		
2-1. 人の命と環境を守る基盤的取組		
(1) 人の命と健康、環境を守る基盤的取組		
水保病総合対策関係経費	11,126	(11,033)
アスベスト飛散防止総合対策費	98	(200)
子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）	6,179	(5,578)
野生鳥獣に関する感染症対策基盤事業	50	(50)
国内へのヒアリの定着防止等（外来生物対策管理事業費、特定外来生物防除等推進事業）	740	(741)
海洋漂着物等地域対策推進事業	3,695	(170)
(2) 動物愛護管理の強化		
動物収容・譲渡対策施設整備費補助	174	(174)
(新) 犬猫の譲渡促進等に係る総合推進費	45	(0)
2-2. 東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組		
(省略)		

令和4年度 環境省 エネルギー対策特別会計 事業

<http://www.env.go.jp/earth/42021.html>

環境省
Ministry of the Environment

▶ 本文へ | ▶ 音声読み上げ・文字拡大 | ▶ 各種窓口案内 | ▶ サイトマップ
日本語 | English

Google 検索

トピックス一覧 新着情報一覧 報道発表一覧 環境Q&A

ホーム 環境省のご案内 政策分野・行政活動 環境基準・法令等 白書・統計・資料 申請・届出・公募 報道・広報

地球環境・国際環境協力

ホーム

令和4年度(2022年度)エネルギー対策特別会計 予算要求 補助金・委託費等事業 (事業概要)

1. 脱炭素でレジリエントかつ快適な地域とくらしの創造

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
- ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業
- 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業
- 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・経済産業省 連携事業)
- 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業
- 浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業
- 再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業
- 地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業
- 洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業
- 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業
- 脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業
- 廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業
- 浄化槽システムの脱炭素化推進事業
- 「脱炭素×復興まちづくり」推進事業
- グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等向けCO2削減比例型設備導入支援事業
- バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業 (一部経済産業省連携事業)
- 電動車×再エネの同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業
- 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 (一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業)
- 集合住宅の省CO2化促進事業 (経済産業省連携事業)
- 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)
- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進事業
- ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業



【令和4年度要求額 20,000百万円（新規）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、集中的・重点的に支援するため、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行し、合わせて、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

1. 脱炭素先行地域への支援

（交付要件）

脱炭素先行地域内の民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等

（事業メニュー）

再エネ等設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象。

2. 重点対策に取り組む地域への支援

（交付要件）

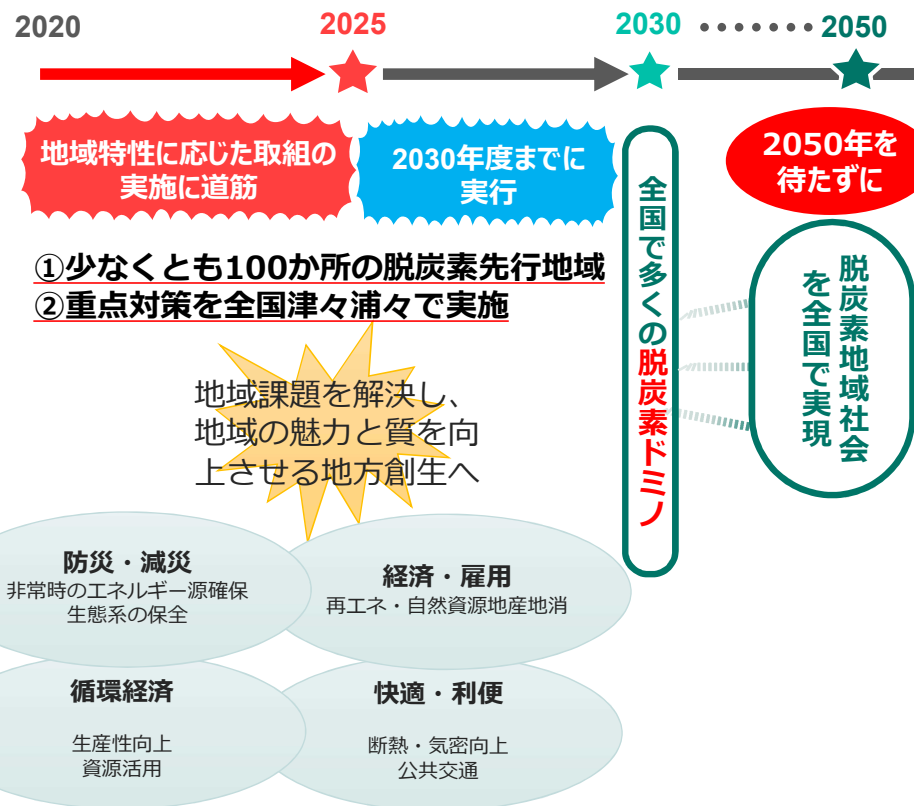
地域脱炭素ロードマップに基づく重点対策を先進的※に実施

※ 先進的の例：国基準や国目標を上回るレベルの対策、複数の重点対策の組み合わせ 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率 3 / 4 ~ 1 / 2 等）
- 交付対象 地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

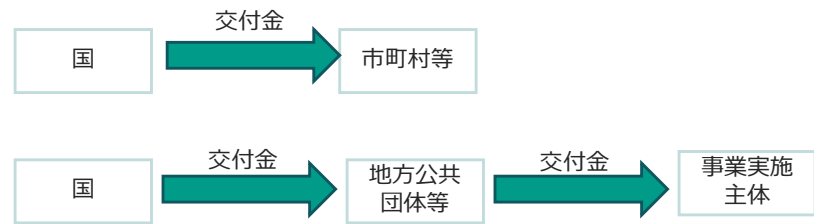
4. 事業イメージ



地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

事業区分	脱炭素先行地域への支援			重点対策に取り組む地域への支援
交付対象	市町村等			都道府県等
交付要件	一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等			地域脱炭素ロードマップに基づく重点対策を先進的に取組
事業内容	下記①を前提に、②・③を組み合わせる地域・施設群の脱炭素に一体的に取り組む事業			国基準・国目標を上回るレベルの対策や複数の重点対策を組み合わせる事業 等
	①地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入	②地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入	③地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入	
対象設備例	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光、風力、中小水力、バイオマス 再エネ熱・未利用熱利用設備（太陽熱、地中熱、温泉熱、融雪熱、下水熱等） 等 	<ul style="list-style-type: none"> 蓄エネ設備 自営線、熱導管 再エネ由来水素関連設備 エネマネシステム 等 	<ul style="list-style-type: none"> ZEB・ZEH、断熱改修等 ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） その他各種省CO2設備（高機能・高効率換気・空調、コージェネ等） 等 	<ul style="list-style-type: none"> 自家消費型太陽光発電 地域共生・裨益型の再エネ導入 ZEB・ZEH、断熱改修 ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） 等 <p>※再エネ発電設備の導入を条件とするなどメニューによって一定の条件あり（詳細検討中）</p>
交付率	3 / 4 ~ 1 / 2 等			
備考	<ul style="list-style-type: none"> 環境省が提示する事業メニューを組み合わせる脱炭素先行地域づくりや重点対策の取組を支援（事業計画の策定・提出が必要）。 各事業メニューの内容（交付対象、要件等）は、環境省補助事業等を踏まえ設定。 自家消費型・地域共生型の再エネ等設備とその利用最大化のための基盤インフラ・各CO2等設備導入を対象とし、各種設備整備・導入に係る調査・設計や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む。 脱炭素先行地域への支援については、これらの事業と一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業も交付対象とする。 			

(交付スキーム)



※地域の脱炭素に取り組む民間事業者等がいる場合

(事業イメージ)



3-1. 脱炭素先行地域づくり

(1) 脱炭素先行地域で実現する削減レベルの要件
 脱炭素先行地域で実現する削減レベルの要件は、脱炭素へといち早く移行していく一環として、地域特性に応じた効果的・効率的な手法を活用し、2030年度までに、地域と暮らしに密接に関わる分野の温室効果ガスの削減に取り組み、**民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出については実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めて、そのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現することとし、またそれらの実現の道筋を、2025年度までに立てることとする。**

(2) 削減レベルの要件を満たす取組内容
(1)の要件を満たすために、以下の①～⑦の削減対策を、地元自治体を中心となって、地域住民や企業・地域金融機関等の幅広い関係者の理解と参加の下で、地域特性や気候風土に応じて再エネ、省エネ、電化、EV/PHEV/FCVの利用、カーボンニュートラル燃料の使用等の**適切な対策を組み合わせる**。

- ①再エネポテンシャルの最大活用による追加導入
- ②住宅・建築物の省エネ及び再エネ導入及び蓄電池等として活用可能なEV/PHEV/FCV活用
- ③再生可能エネルギー熱や未利用熱、カーボンニュートラル燃料の利用
- ④地域特性に応じたデジタル技術も活用した脱炭素化の取組
- ⑤資源循環の高度化（循環経済への移行）
- ⑥CO₂排出実質ゼロの電気・熱・燃料の融通
- ⑦地域の自然資源等を生かした吸収源対策等

(3) 脱炭素先行地域の範囲の類型

脱炭素先行地域の範囲は、行政区、集落、同一の制御技術等で電力融通やエネルギー需給の最適運用を行う施設群など様々であり（市区町村区域全域を前提とせず、また複数の隣接する市町村にまたがることもあり得る。）、地理特性や気候風土等に応じて以下のような類型が考えられる。

住生活エリア	住宅街・団地（戸建て中心）
	住宅街・団地（集合住宅中心）
ビジネス・商業エリア	地方の小規模市町村等の中心市街地（町村役場・商店街等）
	大都市の中心部の市街地（商店街・商業施設、オフィス街・業務ビル） 大学キャンパス等の特定サイト
自然エリア	農山村（農地・森林を含む農林業が営まれるエリア）
	漁村（漁業操業区域や漁港を含む漁業が営まれるエリア）
	離島 観光エリア・国立公園（ゼロカーボンパーク）
施設群	公的施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群（点在する場合を含む）

3-2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）

本ロードマップでは、脱炭素先行地域を含め**全国津々浦々で取り組むことが望ましい脱炭素の基盤となる重点対策を、各地の創意工夫例をベースに整理**した。国は、法令に基づく制度の施行、ガイドラインの策定や4-1（2）に示す国の積極支援メカニズムにより着実に協力する。

- ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
- ②地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導
- ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ⑤ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）
- ⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- ⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

4-1. 地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築（地域と国が一体で取り組む地域の脱炭素イノベーション）

(2) 国の積極支援のメカニズム

地域の脱炭素を実現するためには、脱炭素先行地域づくりや重点対策の全国実施など、特に今後5年間を集中期間として、あらゆる分野において脱炭素への移行に繋がる取組を加速化する必要がある。このような地域脱炭素の取組に対し、①人材派遣・研修、②情報・ノウハウ、**③資金の観点から、国が積極的、継続的かつ包括的に支援するスキームを構築**する。

③資金

地域脱炭素への移行・実現に向けた取組の加速化の観点から、2030年度までに少なくとも100か所での脱炭素先行地域の創出に向けて、各種取組（3-1.（2）参照）を組み合わせた地域脱炭素事業を計画的に実施するとともに、2030年度46%削減目標の達成に向けて、全国各地で脱炭素の基盤となる各種重点対策（3-2. 参照）を着実に実施する必要がある。

これらの脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体や事業者等を集中的、重点的に支援するため、資金支援の仕組みを抜本的に見直し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築する。支援に当たっては、民間投資の呼び込みを一層促進するための出資等の金融手段の活用も含め、事業の特性等を踏まえた効果的な形で実施する。

【御案内】地域の脱炭素化に関する予算等説明会

- 主催者：環境省本省（環境計画課）
- 説明内容：地域の脱炭素化に関連する予算及び脱炭素先行地域選定の考え方の骨子やスケジュール
- 開催日時（Webexで実施）
 - ・9月17日（金）14:00-16:00
 - ・9月24日（金）14:00-16:00
 - ・9月27日（月）14:00-16:00
- 参加申込期限
 - ・9月16日（木）17:00
- 説明会参加申込フォーム
<https://www.113.vovici.net/se/13B2588B5B22D4BA>

※詳細は別途北海道庁様より御案内のメールを御参照ください。

【お願い】脱炭素先行地域づくり」の実現に向けた調査

- 実施者：環境省本省（環境計画課）
- 目的：国の積極支援のメカニズムの構築に向けた検討の基礎資料として活用
- 調査内容：
 - ・「脱炭素先行地域」の実現や重点対策の実施に係る御関心・御検討の状況
 - ・脱炭素に関する取組状況や今後の取組予定
 - ・「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」など新たな予算事業の活用見込みなど
- 提出期限
 - ・10月12日（火）

※詳細は別途北海道庁様より御案内のメールを御参照ください。

令和4年度 環境省 脱炭素関連 予算

- 重点を中心
- 「間接補助」を中心
(直接補助・委託などは省く)
- 補助対象が「地方公共団体」を中心
(民間事業者のみのは省く)

⇒本日説明できない事業についても、お気軽にお問合せ・御相談ください。

令和4年度 環境省 脱炭素関連 予算

- 計画づくり⇒地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業
- 再エネ導入地域事業
 - ⇒地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
 - ⇒脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業
- 太陽光⇒PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業
- 自動車⇒（新）電動車×再エネの同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業
 - ⇒バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業
- ZEB⇒建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業
- ライフスタイル変革⇒（新）食とくらしの「グリーンライフポイント」推進事業

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



環境省

【令和4年度要求額2,850百万円（1,200百万円）】



再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入には、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、住民との合意形成、再エネ需要の確保、持続的な事業運営など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

4. 事業イメージ

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・合意形成に関する戦略策定、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- ②円滑な再エネ導入のための促進区域設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援
- ③地域の再エネ設備導入ポテンシャル等の調査支援

(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき、地域再エネ事業を実施・運営するため官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から、体制構築（地域新電力等の設立）、事業性確認のための現地調査を支援

(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習、地方環境事務所を核として地域の現状に応じた脱炭素の取組について支援を行う。

3. 事業スキーム

■ 事業形態

(1)間接補助(定率), (2)間接補助(定率), (3)委託事業

■ 補助対象

(1)①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(2)地方公共団体、民間事業者・団体等(3)民間事業者・団体等

■ 実施期間

令和3年度～令和5年度 ※(1)③は令和4年度～

2050年カーボンニュートラルの実現

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- (1) ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援



- (1) ③地域の再エネ設備導入ポテンシャル等の調査支援

- (2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

お問合せ先： 環境省大臣官房 環境計画課 電話：03-5521-8234、環境影響評価課 電話：03-5521-8235

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、



1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体における2050年までの二酸化炭素削減目標を見据えて地域への再エネ導入の道筋を明確にすることに加えて、地域での再エネ設備導入のポテンシャル調査、再エネ導入を促す促進区域設定に係る合意形成等を支援することで、地域再エネの最大限の導入を図る。

2. 事業内容

① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標の策定支援

中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する。

② 円滑な再エネ導入のための促進区域設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

地域が主導し、地域が裨益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進区域設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。

③ 地域の再エネ設備導入ポテンシャル等の調査支援

地域の脱炭素化を促進するにあたり、再エネ等の利用促進のため、未設置箇所（公共施設、ため池等）における発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備等の導入ポテンシャル調査検討等を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①③定率3/4（上限1,000万円）
②定率3/4（上限3,500万円）
- 補助対象 ①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
- 実施期間 令和3年度～令和5年度 ※（1）③は令和4年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235

2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域の内発的な再エネ導入事業を持続的に行うための実施・運営体制の構築を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体、地域金融機関、地元企業、市民等の地域のステークホルダーが参画・関与して、地域雇用による内発的な再エネ導入により、「地域の稼ぎ」を生み出し、さらにその稼ぎを再エネに再投資する持続的な事業実施・運営するための体制構築、及び事業の実施・運営体制の構築と一体で実施する事業実施予定区域の予備的調査を支援する。

2. 事業内容

地域再エネの地産地消とそこで得られた収益を地域の再エネ設備の導入等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の改善に資する事業実施・運営体制を構築する以下の業務について支援を行う。

- ・事業スキーム検討（例：再エネ調達方法（自社開発、地域内企業との協定締結による調達など）、地域内での需要確保、収益の地域還元方法）
- ・事業性検討（例：事業の採算性評価、出資主体間の合意）
- ・事業体（地域新電力等）設立（例：需給管理、顧客管理体制の構築）
- ・専門人材確保（例：事業運営に必要な人材の専門分野の特定、雇用確保）
- ・事業の実施・運営体制の構築に必要な予備的な実地調査（例：再エネ設備導入予定の区域における設備導入に必要な自然的条件等に関する予備的調査）

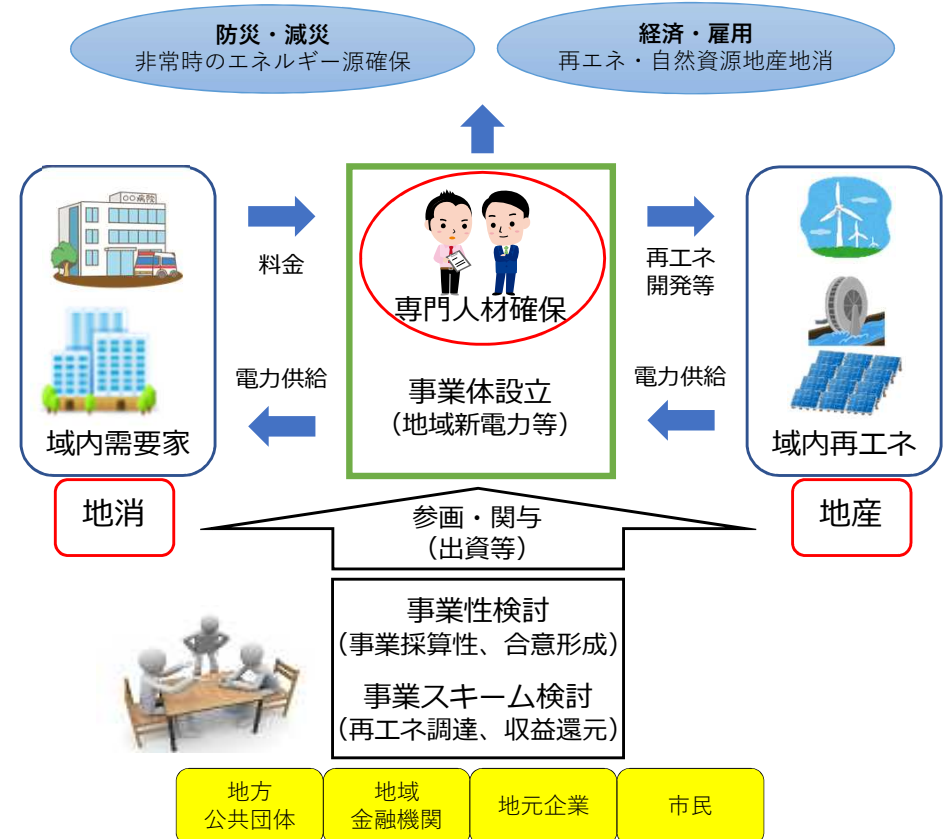
<補助率について> 事業の実施の結果として構築される実施・運営体制に対して以下の出資比率により算出

- ◆地方公共団体若しくは地域金融機関又はこれらの両方が出資し、かつ、当該地方公共団体、地元企業（地域金融機関を含む。）・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合は2/3
- ◆地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合並びに地方公共団体が出資する場合1/2
- ◆上記以外の場合1/3

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助（定率2/3、1/2、1/3）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ



地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和4年度要求額 10,000百万円（5,000百万円）】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①：防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、及びコージェネレーションシステム（CGS）並びにそれらの附帯設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）等を導入する費用の一部を補助^{※1}。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再エネ設備等の費用低減を促進。また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル（例：エネルギーサービス、リース・ESCO等）を採用した場合等に優先採択。

※1 補助率は、都道府県・政令市・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
（注）共同申請する民間事業者も同様

※2 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。

②：①の再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

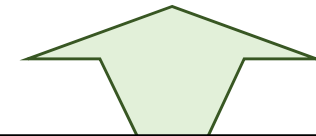
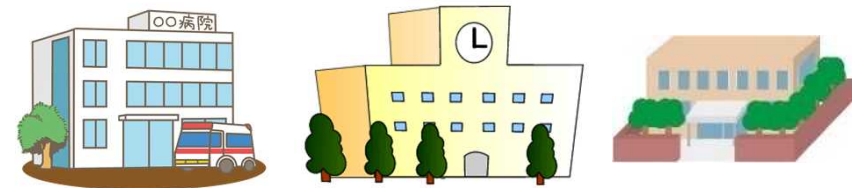
3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

支援対象

4.

公共施設等



地域のレジリエンス強化・脱炭素化

① 再生可能エネルギー設備・未利用エネルギー設備・コージェネレーション



② 蓄エネ設備



③ 省エネ設備等



お問合せ先： 環境省大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8233



【令和4年度要求額 8,000百万円（8,000百万円）】

2050年カーボンニュートラルの先導的モデルの創出により、ローカルSDGsの実現を目指します。

1. 事業目的

- 地域の再エネ自給率最大化と災害時のレジリエンス強化を同時実現する自立・分散型エネルギーシステムの構築や、自動車CASE等を活用した地域の脱炭素交通モデル構築に向けた取組等を支援する。
- 2050年カーボンニュートラルに向けた先導的モデルの創出を通じて、地域の脱炭素化に加え、投資促進や雇用創出、防災性向上を図り、地域の多様な課題を同時解決するローカルSDGs（地域循環共生圏）を実現する。

2. 事業内容

(1) 地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業

- ① 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
- ② 地産地消の自立・分散型エネルギーシステムに係る調査検討事業
- ③ 屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル創出事業

(2) 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業

(3) 地域の脱炭素交通モデル構築支援事業

- ① 自動車CASE活用による地域の脱炭素交通モデル構築支援事業
- ② グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業
- ③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

(4) 空港におけるカーボンニュートラル支援事業

(5) 港湾におけるカーボンニュートラル支援事業

(6) 海事分野におけるカーボンニュートラル支援事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業（3/4,2/3,1/2,1/3,1/4※一部上限あり。）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、 (1) 地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業



地域再エネを活用した地産地消の自立・分散型エネルギーシステムの構築等を支援します。

1. 事業目的

- 再エネ自給率最大化と災害時のレジリエンス強化を同時実現する自立・分散型エネルギーシステムの構築を通じて、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた先導的モデルを構築する。
- 屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化により、地域の更なるCO2削減と防災性の向上を実現する。

2. 事業内容

① 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業（補助：補助率 計画策定3/4,設備等導入2/3）

地方公共団体と民間事業者との共同により、地域の再エネ・蓄電池・自営線等を活用した、地産地消の自立・分散型エネルギーシステム構築のための計画策定や設備等導入に対して支援を行う。

② 地産地消の自立・分散型エネルギーシステムに係る調査検討事業（委託）

地域再エネを活用した地産地消の分散型エネルギーシステムの普及施策の検討や、補助事業に係る取組の評価検証、地域再エネ活用の検討に関するヘルプデスクの設置等を行う。

③ 屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル事業（委託/補助：補助率 計画策定3/4,スマート街路灯等設備等導入1/3,ソーラー街路灯等設備等導入1/4）

スマート街路灯等（通信ネットワーク化したLED街路灯等）又はソーラー街路灯等について、計画策定や設備等導入支援を行う。また、スマート街路灯等には環境センサーを取り付け、再エネを安定的に使い続けるために必要な日射量等の気象データを収集する。

* ①においてEVを購入により導入する場合については、通信・制御機器、充電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWhを補助する。（上限あり）

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・間接補助事業（3/4,2/3,1/3,1/4※一部上限あり）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



地域の自立・分散型エネルギーシステム

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和4年度要求額 16,450百万円 (5,000百万円)】

再エネ導入・価格低減促進と調整力確保等により、地域の再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ (需要側需給調整力) の創出等により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

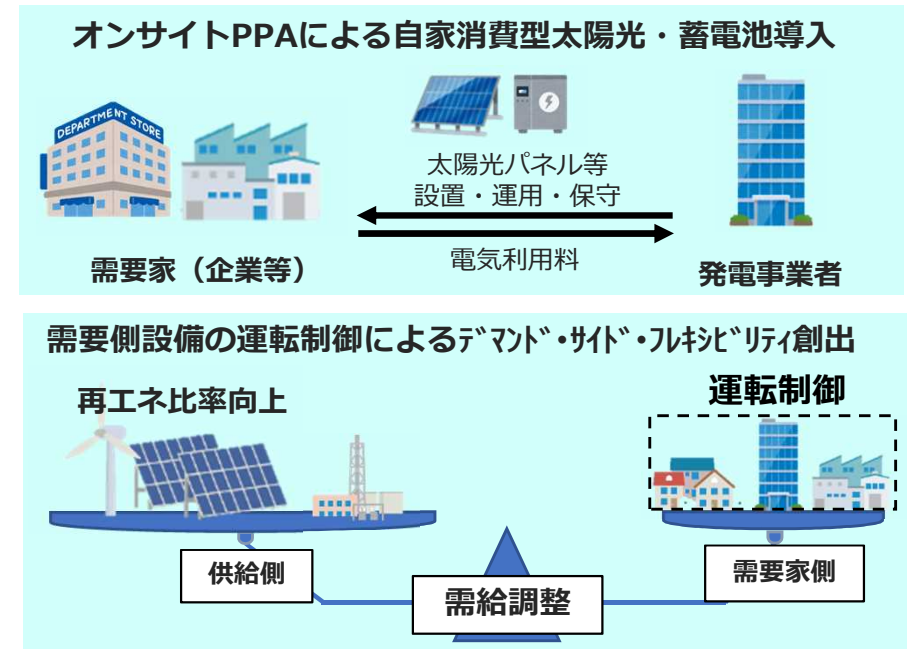
- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
 - ① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業
 - ② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

*EVについては、(1)・(2)・(3)-1-①・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×2万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (補助率: 3/4、2/3、1/2、1/3、定額) / 委託事業
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 (1)・(2)・(5)令和3年度～令和6年度、(3)・(4)・(6)令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ



お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電や蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPAモデル等を活用した初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電設備や蓄電池の導入支援等を通じて、当該設備の価格低減を促進し、ストレージパリティの達成、ひいては地域の脱炭素化と防災性の向上を目指す。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用による防災性向上にも繋がり、（電力をその場で消費する形態のため）電力システムへの負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を更に高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。本事業では、オンサイトPPA等により自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池等を導入し、補助金額の一部をサービス料金の低減等により需要家に還元する事業者等に対して支援を行うことで、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）を目指す。太陽光発電設備や蓄電池のシステム価格の低減とともに、補助額は段階的に下げていく。

- ①業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う（補助）
- ②ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

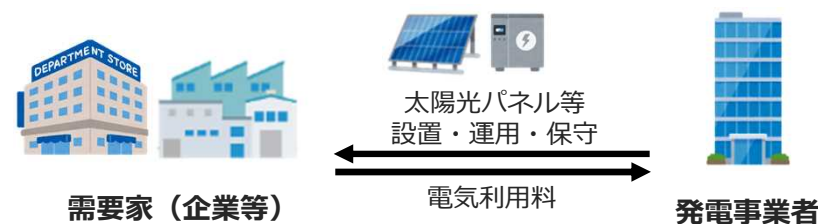
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業（太陽光発電設備 定額：4～5万円/kW（※）、蓄電池 定額：5.5万円/kWh（家庭用）又は7万円/kWh（業務・産業用）（上限1.5億円）
②委託事業 ※ 戸建住宅は、蓄電池とセット導入の場合に限り7万円/kW（PPA又はリース導入に限る。）

- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和6年度
- * 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。
- * EV（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助（上限あり）

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額（業務用施設・産業用施設・集合住宅の場合）

	蓄電池無し			蓄電池有り		
	PPA	リース	購入	PPA	リース	購入
4万円/kW	○	○	○			○
5万円/kW				○	○	

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (6)公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業



再生可能エネルギーの導入や、公共施設等の調整力・遠隔管理を活用することで、地域の再エネ主力化を図ります。

1. 事業目的

- 地域に再生可能エネルギーを導入していくにあたっては、再エネ電力供給事業者における調整力の確保が重要。また、コロナ後の社会においては、有事の際にも管理を可能とする遠隔管理の必要性が増しているため、公共施設の有する（遠隔）制御可能な設備の運転方法について実証を行う。
- これにより、地域の再エネ電力を有効活用し、公共施設等の再エネ比率を高めるモデルを構築する。

2. 事業内容

パリ協定等を踏まえ全ての分野における脱炭素化が求められる中で、自治体は、率先して再エネの最大限の導入に取り組む必要がある。このため、本事業では、地域全体でより効果的なCO2排出削減対策を実現する先進的モデルの構築を目指す。

廃棄物発電所や上下水道等の公共施設の有する（遠隔）制御可能な複数の設備を活用して、需要制御を行いながら地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築する。

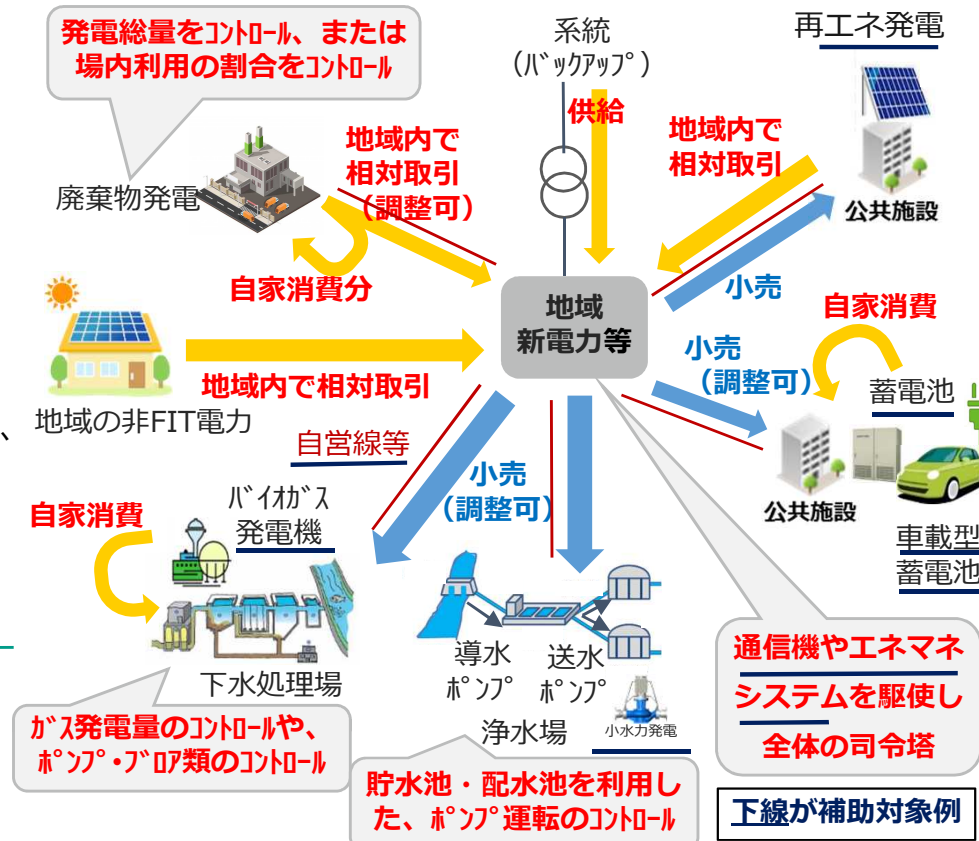
具体的には、災害等有事の際にも強い地域の総合的なエネルギーマネジメントの構築に資する、再エネ設備、蓄電池、通信機、エネマネシステム、自営線などの導入を補助する。

※令和4年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率2/3※）（※一部上限あり）
- 委託・補助先 地方自治体・民間事業者等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ



(新) 電動車×再エネの同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業



【令和4年度要求額 1,000百万円 (うち要望額 1,000百万円) (新規)】

地方公共団体の公用車や民間社用車に「電動車×再エネ」カーシェアを導入し、地域住民とのシェアリングやレジリエンス強化も同時に促進します。

1. 事業目的

- 公用車/社用車等を率先して再エネ設備導入とセットで電動化することで、移動の脱炭素化を図るとともに、地域住民の足として利用可能なシェアリングを実施する。特に若年層の電動車利用も働きかけていく。
- 電動車は再エネ設備の発電電力量の需給調整としての機能などの「動く蓄電池」としての活用も期待され、災害時の非常用電源としての役割が期待される。

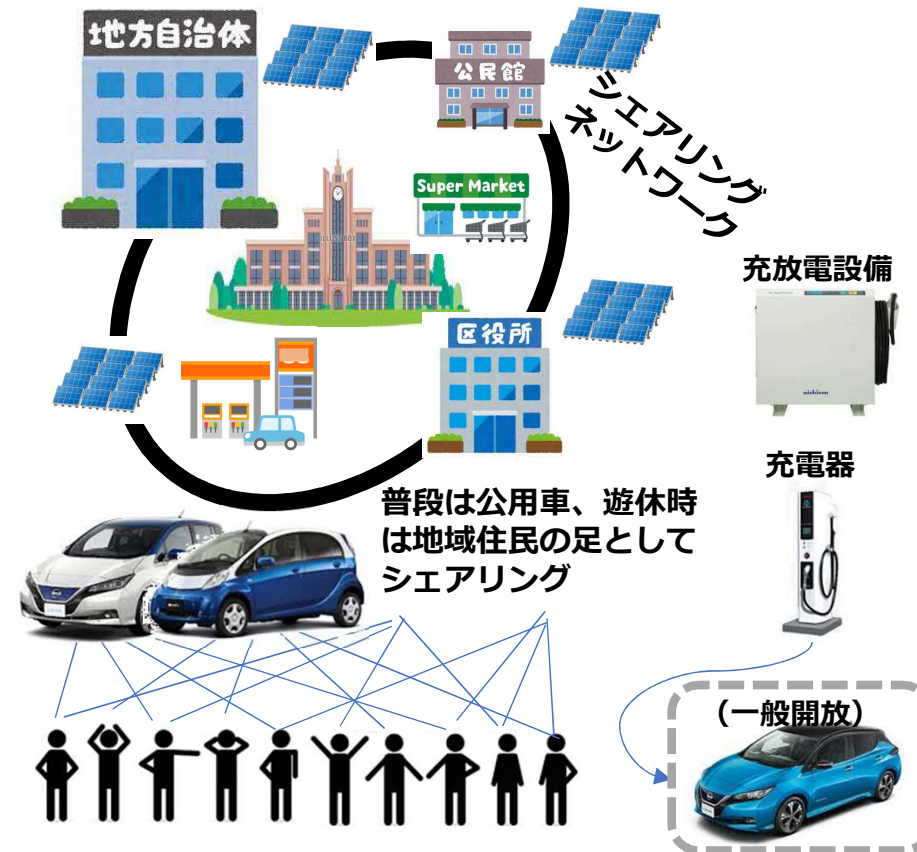
2. 事業内容

- 本事業は、地方公共団体及び民間事業者・団体が、再生可能エネルギー発電設備と電気自動車等を同時購入し、地域住民向けにシェアリングする取組を支援する。
 - また、本事業の補助対象者は自治体・民間企業の施設を災害拠点化[※]し、地域のレジリエンス強化へ貢献する。そのため、充放電設備/外部給電器の導入についても同時に支援する。
- ※ 民間事業者が車両保有者となる場合は自治体と災害時活用の協定を締結。
- 充電器についてもオプションにて導入を支援する。ただし、導入した場合は地域住民がアクセスしやすい充電インフラとして開放し、地域の充電インフラ拡充へ貢献することとする。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1/2、1/3、定額 ※一部上限あり)
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 水・大気環境局 自動車環境対策課：03-5521-8303



【令和4年度要求額 1,800百万円（1,200百万円）】

配送需要増加、防災性向上、地域資源である再エネ有効活用等の課題を同時解決する地域貢献型脱炭素物流モデルの構築を図ります。

1. 事業目的

- 中小型トラック等地域の足であるモビリティ等、各用途に応じた車種に対してバッテリー交換式EV化開発/実証支援を行い、地域の脱炭素化×防災モデルの構築を目指す。
- 地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素型物流モデル構築と物流拠点等の防災拠点化の同時実現を図るとともに、地域エネルギーのストレージインフラとしてバッテリーステーションを活用することで、モビリティ×エネルギーのセクターカップリング型ビジネスモデルの構築を目指す。
- 新型コロナウイルスの影響により需要増大が見込まれる宅配分野における脱炭素化を加速させる。

2. 事業内容

①バッテリー交換式EV開発及び再エネ活用の組み合わせによるセクターカップリング実証事業・・・委託

バッテリー交換式EVの特性を活かせるユースケース毎（中小型トラック等）に開発支援及び実証事業を実施。

②バッテリー交換式EV×再エネ活用セクターカップリング型ビジネスモデル検討（マスタープラン策定）事業・・・補助（補助率3/4）

バッテリー交換式EVを活用し、再エネを活用したセクターカップリング型ビジネスモデルの検討（マスタープラン策定）を支援。

③地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業・・・補助（補助率1/2）

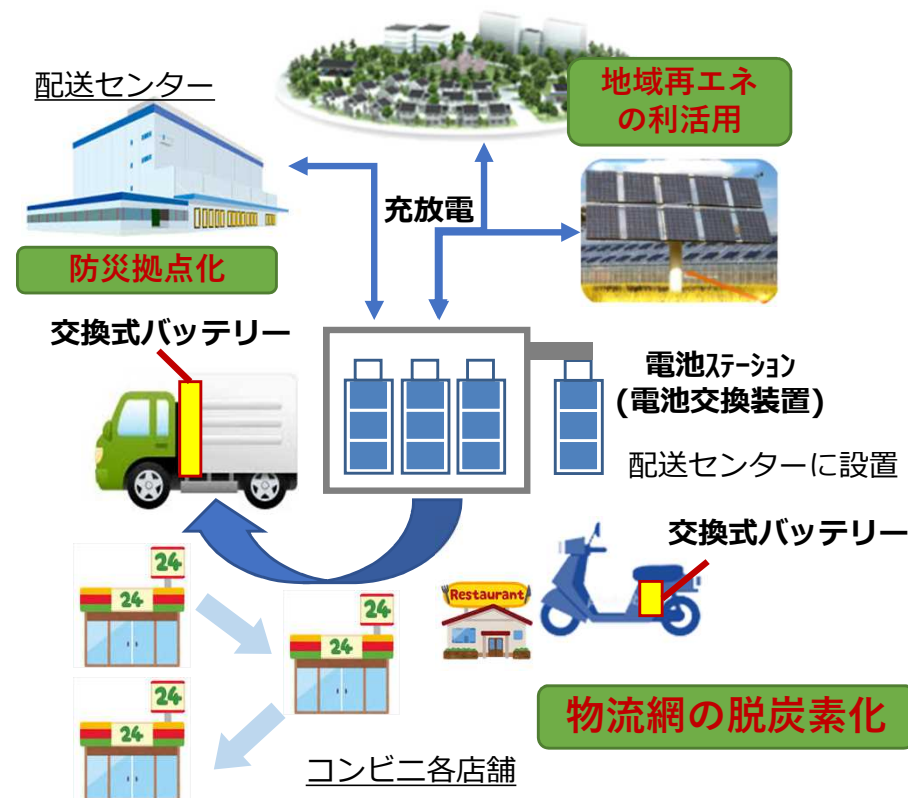
荷物宅配やフードデリバリー等のラストワンマイル配送等において、バッテリー交換式EVを導入し、再エネを活用しながら物流・配送拠点等をバッテリーステーション化し、地域の脱炭素化と防災性向上に資する新たな物流モデルの構築を支援。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①委託、②③間接補助事業（3/4、1/2）
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体（③については地域防災計画又は地方公共団体との防災に関する協定等必須）
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

【地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業】



建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）



【令和4年度要求額10,000百万円（6,000百万円）】



業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①建築物におけるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化・省CO2改修の促進
- ②業務その他部門のCO2削減、2050年カーボンニュートラル実現に貢献
- ③気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) 新築建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
 - ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
- (2) 既存建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
 - ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
- (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）
- (4) 国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業
- (5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業（厚生労働省、国土交通、経済産業省連携）
- (6) 平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

※ (1) ①及び (2) ①は、他のメニューに優先して採択

※ 電力調達も勘案し再エネ100%となる事業は加点

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

(1) 新築建築物のZEB化支援事業

① レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。



(2) 既存建築物のZEB化支援事業

② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

(1) 新築建築物のZEB化支援事業



新築の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する新築建築物分野において、ZEB化を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(1) 新築建築物のZEB化支援事業

①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆ 補助要件等 (①) :

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。

◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ・①は被災等により建替え・改修を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業① 2/3～1/2（上限5億円）② 3/5～1/3（上限5億円）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 ①令和2年度～令和5年度 ②平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²		『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000m ² 以上	地方公共団体のみ対象 補助率は同上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3



既存の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野の脱炭素化を図るためには、ストック対策が不可欠であり、CO2削減のポテンシャルも大きい。既存建築物のZEB改修を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(2) 既存建築物のZEB化支援事業

① レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆ 補助要件等 (①) :

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。

◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ・ ①は被災等により建替え・改修を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（2 / 3（上限5億円））
- 補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体一般
- 実施期間 ①令和2年度～令和5年度 ②平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業



既存建築物の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2化を促進し、普及拡大を目指す。
- ②既存の業務用施設等の脱炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

- (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）
- ①民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。
 - ②テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携事業）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業やフロア単位で省CO2化を図る事業を支援。
- ※ ①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点
- ③空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。
- ※ 省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

	補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
①	建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用（補助上限5,000万円）	・既存建築物において30%以上のCO2削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
②	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）（補助上限4,000万円）	・テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
③	空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）（補助上限なし）	・空き家等において15%以上のCO2削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3

建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4) 国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業



国立公園内利用施設等の脱炭素化に資する高効率設備、再生可能エネルギー等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①国立公園内の公園利用施設（宿舎事業施設等）等の脱炭素化を促進し、CO2排出量の大幅削減を目指す。
- ②国立公園をカーボンニュートラルのショーケース、サステナブルな観光地とすることを旨とする「ゼロカーボンパーク」の拡大と取組支援を目指す。

2. 事業内容

(4) 国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業

国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアを「ゼロカーボン・パーク」として地方公共団体の登録を呼びかけ中。国立公園利用施設や温泉供給施設は自然条件が厳しい場所に多く立地し、景観等にも配慮しながら施設改修が必要。これら施設に対し、省CO2性能の高い設備への改修、再エネ利用設備等の導入に係る費用を支援。

- 補助対象者：国立公園事業者（宿舎事業者、休憩所事業者、博物展示施設事業者、案内所事業者等）、温泉供給事業者等
- 補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で上記事業を営む施設、温泉供給施設 ※温泉供給施設は国立公園外を含む
- 補助対象経費：空調等省CO2改修、高断熱化改修、再エネ（太陽光、風力、未利用熱、木質バイオマス等）設備導入、EV充放電設備導入、温泉供給設備省CO2改修等（設備費等。費用対効果で上限あり。） ※太陽光発電設備導入の場合、EV充放電設備等導入に係る経費も支援。国立公園外施設には温泉供給設備の省CO2改修のみ支援。
- 補助対象要件：インバウンド対応（補助対象外）、15%以上のCO2削減

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 事業イメージ





上下水道・ダム施設の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

上下水道施設（工業用水施設を含む）、ダム施設において、再生可能エネルギー設備の設置や省エネ設備等の導入等の脱炭素化の取組を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

(5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業

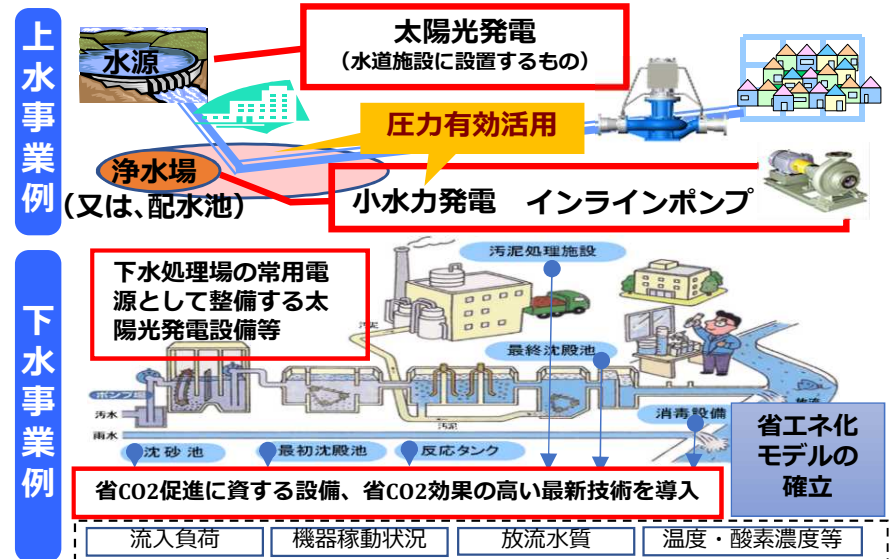
上下水道・ダム施設における発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援する。

○補助対象経費：上下水道（工業用水施設を含む）・ダム施設における発電設備等の再エネ設備及び附属設備、高効率設備やインバータなど省CO2性の高い設備機器等の導入・改修にかかる費用（設備費等）

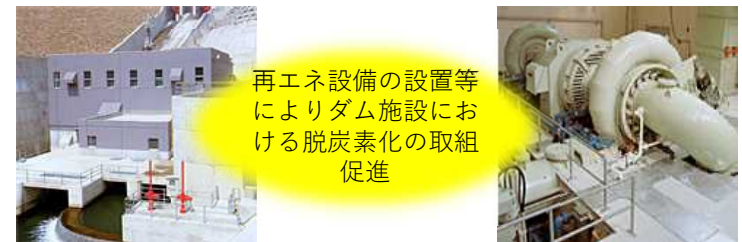
3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体等
- 実施期間 平成28年度～令和5年度

4. 事業イメージ



ダム事業例





平時の省CO2化と緊急時のエネルギー自立化が図られ、災害時には一時避難生活等が可能な独立型施設を支援します。

1. 事業目的

平時の省CO2化と緊急時のエネルギー自立化が図られ、災害時には一時避難生活が可能となる独立型施設（コンテナハウス等）の確立・普及を目指す。

2. 事業内容

(6) 平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

近年の激甚化する災害や感染症拡大など緊急時への対応の観点から、平時の省CO2化と緊急時のエネルギー自立化が可能となる再生可能エネルギー設備等を導入とあわせ、感染症等の発症時には応急施設・一時避難施設等として活用可能な独立型施設（コンテナハウス等）を支援し、地域の省CO2化・レジリエンス性能向上を目指す。

- 補助対象施設：非常時は、一時避難場所、医療拠点、仮設宿泊施設等の応急的な避難施設等として稼働し、平時は、業務用施設等として活用するコンテナハウス、ムービングハウス等の独立型施設
- 補助要件：緊急時に応急施設・一時避難施設等として稼働する旨が地域防災計画又は地方公共団体との協定等により位置付けられていること、再エネ設備・蓄電池・省エネ型の第一種換気設備を導入すること、一定の断熱性能を有すること等

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度

4. 事業イメージ



再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入した平時の省CO2化と感染症発症時の一時避難生活が可能な独立型施設の実現と普及拡大を目指す

(新) 食とくらしの「グリーンライフポイント」推進事業



環境省

【令和4年度要求額 1,000百万円（新規）】



日常の環境配慮に対するポイント付与の仕組みの持続的な拡大を通じて、国民のライフスタイル変革を実現します。

1. 事業目的

日常の環境配慮がポイントとして還元される仕組みの持続的な推進を通じて、国民が地域や社会の環境課題を自分事化して環境配慮行動を持続的に実践するとともに、地域の環境課題の解決と成長を実現する。

2. 事業内容

国民や消費者による環境配慮行動を促進するための金銭的インセンティブとしてポイント付与の仕組みを活用する企業や地方公共団体が増えているが、いまだ一部の企業・業種や地域に限定的。

骨太方針2021（令和3年閣議決定）では、経済の好循環等に向け、広く国民各層の意識変革や行動変容につなげる見える化やインセンティブ改革が掲げられている。また、第五次環境基本計画（平成30年閣議決定）では、率先して努力した人が報われるインセンティブの付与が掲げられ、例えば脱炭素型の製品・サービスについては、地域脱炭素ロードマップ（令和3年国・地方脱炭素実現会議決定）において、企業や地域によるポイント付与を通じた地域住民の行動変容を促す仕組みの拡大が位置付けられている。

今般、（1）国民による環境配慮型製品・サービスの選択等の環境配慮行動の実践に対するポイント（食とくらしの「グリーンライフポイント」）を新たに発行しようとする企業や地域等に対し、必要な企画・開発・調整等の費用を補助するとともに、（2）補助対象事業者等の協力を得て、事業の効果を頑健な手法により検証する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態

（1）間接補助事業、（2）委託事業

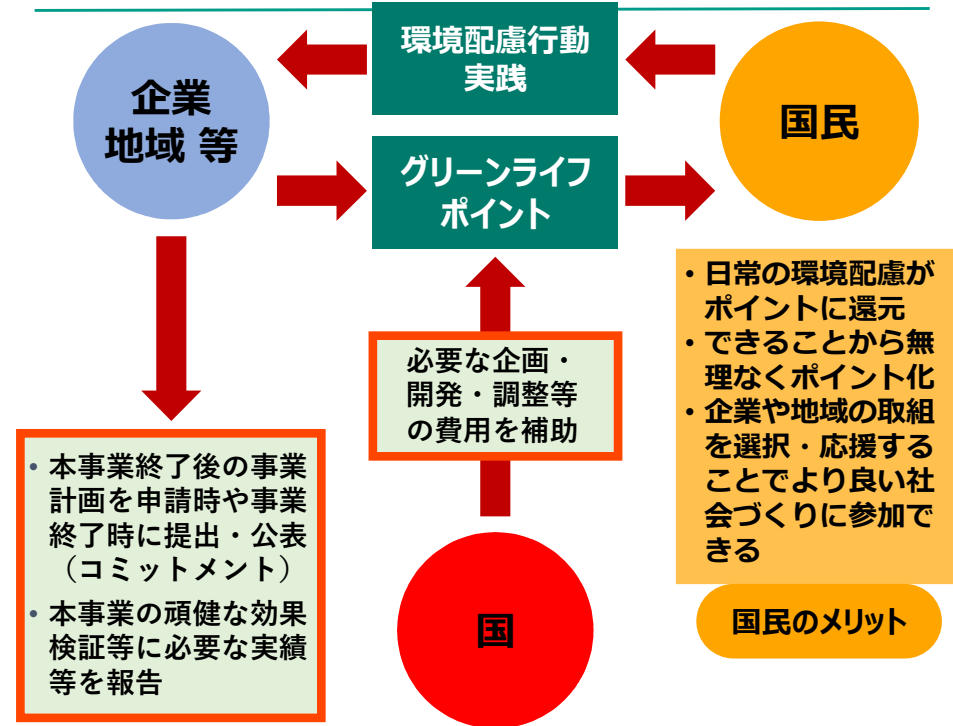
■ 補助対象・委託先

民間事業者・団体、地方公共団体等

■ 実施期間

令和4年度

4. 事業イメージ



※ グリーンライフポイントの対象：ゼロカーボンアクション30等の省CO2、食の地産地消、サーキュラーエコノミー等のライフスタイルに関連するあらゆる環境配慮行動

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室

電話：03-5521-8341

おわりに

脱炭素に関して、
お気軽に地方環境事務所までお問合せください！

やりたいことに対して、
使える制度が分からない…

いろんな分野にまたがっていて、
どこに相談したらいいかわから
ない…

こういう制度があったらいいの
に…

北海道地方環境事務所 環境対策課
脱炭素ビジネス推進専門官 青地絢美

電話：011-299-1952

メールアドレス：REO-HOKKAIDO@env.go.jp